

政府関係機関の地方移転について

- 1 東京の一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進することが目的。
 - ① 対象機関：東京都にある政府関係機関＋すべての研究機関・研修所。（東京の一極集中を是正する観点からみた提案を行うもの）
 - ② 提案資格者：東京圏（1都3県）以外の道府県等。

- 2 移転等に伴う弊害・問題点がある場合、それを上回る必要性・効果があると判断されれば、弊害をできるだけ少なくする措置を講じた上で移転を行う。
 - ① 東京一極集中是正の観点、地方版総合戦略上の位置付けなど、地方創生にとっての必要性の説明を求める。
 - ② 国の機関としての機能が確保される（メリットがデメリットを上回る）ことの説明を求める。
 - ③ 機関の丸ごと移転のみならず、機関内のまとまりのある一部分の組織・機能の移転や、地方拠点の設置なども選択肢。

- 3 国が主導して決めるものではなく、道府県等の提案を受けて実施。道府県等による協力のあり方を含めた誘致のための条件整備案の提示が前提。
 - ① 施設等の確保・設置のための具体的な条件整備の案を添付。
 - ② 道府県及び国・独法は、協力して職員の居住環境を確保。

政府関係機関移転のスケジュール（想定）

3月3日 道府県等から、「誘致条件整備案を付した提案」募集開始

（経過報告）

8月末 道府県等からの「誘致条件整備案を付した提案」締切

（論点整理）

（統一方針整理）

（総合戦略改訂）

28年3月 まち・ひと・しごと創生本部で決定

28年度以降 移転に向けた具体的な取組開始

（可能なものについては、前倒しで実施）